

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は契約候補者の企画提案内容に合わせ仕様書を修正のうえ、契約を締結する。

令和7年度全国障害者スポーツ大会埼玉県選手団派遣事業等 業務委託仕様書

1 委託事業名

令和7年度全国障害者スポーツ大会埼玉県選手団派遣事業等業務委託

2 業務の目的

全国障害者スポーツ大会への選手派遣に係る業務を円滑かつ安全に実施することにより、スポーツを通じて障害者の体力維持、増強を図るとともに、障害者の社会参加促進に役立てることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日

4 委託料の上限額

63,432,625円以内（税込み）

5 業務の概要

(1) 個人競技／団体競技共通

ア 埼玉県代表選手選考委員会の開催、運営等に関すること

イ 埼玉県選手団への説明等に関すること

ウ 埼玉県選手団強化練習会の実施、運営等に関すること

エ 埼玉県選手団の結団式及び解団式に関すること

オ 全国障害者スポーツ大会埼玉県選手団の派遣に関すること

カ 全国障害者スポーツ大会埼玉県選手団派遣に係る連絡調整に関すること

※関東ブロック大会を勝ち抜き、団体競技の全国障害者スポーツ大会出場が決定した場合は、団体競技に係る選手選考、派遣等に係る業務を追加し、変更契約を行うものとする。

(2) 個人競技のみ

ア 第24回全国障害者スポーツ大会（個人競技）の本県代表選手選考会を兼ねた県パラスポーツ大会の開催、運営等に関すること

(3) 団体競技のみ

ア 全国障害者スポーツ大会団体競技関東ブロック地区予選会（以下「関東ブロック大会」という。）への派遣に関すること

イ 第25回全国障害者スポーツ大会（団体競技）関東ブロック大会の本県代表選手選考会を兼ねた県パラスポーツ大会の開催、運営等に関すること

6 業務内容

(1) 個人競技／団体競技共通

- ア 代表選手選考委員会
 - 第1回（個人競技・団体競技）：さいたま市、4月下旬
 - 第2回（個人競技・必要に応じ団体競技）：さいたま市、6月上旬
 - 第3回（個人競技・団体競技）：さいたま市、1月中旬
- イ 選手団（埼玉県代表選手・役員）説明会
 - 役員説明会：さいたま市、7月12日（土）
 - 第1回選手団説明会：さいたま市、7月12日（土）
 - 第2回選手団説明会：さいたま市、10月11日（土）
- ウ 強化練習会
 - a 個人競技
 - 第1日：上尾市ほか、7月27日（土）、28日（日）ほか
 - 第2日（合宿）：上尾市ほか、8月23日（土）ほか
 - 第3日（合宿）：上尾市ほか、8月24日（日）ほか
 - 第4日：上尾市ほか、10月12日（日）ほか
 - b 団体競技
 - 各4日：場所未定、11月～3月
- エ 結団式及び解団式
 - a 結団式
 - 開催時期 9月17日（水）
 - 会場 埼玉会館 大ホール
 - b 解団式
 - 開催時期 11月19日（水）
 - 会場 埼玉会館 大ホール
- オ 全国障害者スポーツ大会への埼玉県選手団の派遣
 - 派遣時期 10月23日（木）～10月28日（火）
 - 会場 滋賀県彦根市ほか

(2) 個人競技のみ

- ア 第24回全国障害者スポーツ大会（個人競技）の本県代表選手選考会を兼ねた県パラスポーツ大会「彩の国ふれあいピック春季大会」の開催、運営等に関する事

| 競技名 | 期日 | 会場 | 選手数 (見込) |
|-----------|----------|------------------|-------------|
| 陸上競技 | 5月18日(日) | 熊谷スポーツ文化公園陸上競技場 | 232名 |
| 水泳 | 5月18日(日) | 県障害者交流センター | 93名 |
| アーチェリー | 5月4日(日) | はらっパーク宮代 | 6名 |
| 卓球 | 5月18日(日) | 上尾運動公園体育館 | 64名 |
| STT | 5月11日(日) | 県障害者交流センター | 19名 |
| フライングディスク | 5月25日(日) | 彩の国くまがやドーム多目的運動場 | 116名 |
| ボウリング | 4月27日(日) | ユニクスボウル南古谷店 | 62名 |
| ボッチャ | 5月10日(土) | サイデン化学アリーナさいたま | 28名 |

(3) 団体競技のみ

- ア 関東ブロック大会への代表チーム派遣に関する事
 - 実施時期 4月～6月に開催
 - 対象競技 バスケットボール(知的)、車いすバスケットボール、ソフトボール(知的)、グランドソフトボール、バレーボール(知的)

- 聴覚、精神)、サッカー (知的)、フットソフトボール (知的)
- イ 第25回全国障害者スポーツ大会関東ブロック大会の本県代表選手選考会を兼ねた県パラスポーツ大会「彩の国ふれあいピック球技大会」の開催、運営等に関する事

| 競技名 | 期日 | 会場 | 選手数 (見込) |
|-------------|---|---|-------------|
| フットソフトボール | 11月9日(日) | 妻沼運動公園緑の広場 | 54名 |
| バレーボール (身体) | 1月25日(日) | 県立武道館 | 21名 |
| バレーボール (知的) | 1月25日(日) | 県立武道館 | 79名 |
| バレーボール (精神) | 11月29日(土) | 県立武道館 | 40名 |
| バスケットボール | 2月21日(土) 2月22日(日) 2月28日(土) 3月1日(日) | 彩の国くまがやドーム体育館 | 275名 |
| ソフトボール | 3月1日(日) | さいたま市内 (予定) | 111名 |
| サッカー | 12月7日(日) 12月14日(日) 12月21日(日) | 熊谷スポーツ文化公園陸上競技場 さいたま市内 (予定) 熊谷スポーツ文化公園陸上競技場 | 434名 |

7 情報共有

事業の進捗状況の報告及び実施上の課題等について、県との情報共有の場を定期で設けること。

8 その他の業務

- (1) 事業の企画及び運営計画に関する事
- (2) 関係機関 (手話通訳者を含む) への派遣依頼及び打ち合わせに関する事
- (3) 大会会場等及び設備等の借り上げ (次年度事業の予約等を含む) に関する事
- (4) 各競技団体、関係団体等との連絡調整に関する事
- (5) 埼玉県選手団派遣の関連業務に関する事 (選手の旅行に関する業務、ユニフォーム作成等を含む)
- (6) 説明会、強化練習、派遣業務等の準備及び派遣時における引率等、業務全般の進行管理に関する事
- (7) 説明会等の会場設営並びに来賓招待及び役員等の接遇に関する事
- (8) 事業の準備業務に関する事 (各種契約・支払業務を含む)
- (9) 事業実施に係る会議の開催に関する事
- (10) 強化練習会及び派遣の際の各種ハラスメント対応に関する事
- (11) 強化練習会及び派遣の際の救護等に関する事
- (12) 大会記録 (写真等を含む) 等に関する事
- (13) 関係団体等への役員派遣依頼に関する事
- (14) 前日準備及び当日の業務進行全般に関する事
- (15) 事業実施に係る会議の開催に関する事
- (16) 大会の救護体制に関する事
- (17) 次年度業務に関する企画、調整 (春季大会の選手募集を含む) に関する事

- (18) 大会の運営における感染症対策に関すること
- (19) 事業の情報発信に関すること
- (20) その他事業進行全般に関すること

9 実績報告

事業完了時に実施報告書を提出し、完了検査を受けること。合格と認められないときは、委託者の指定する期日までに補正を行うこと。その場合の費用については、受託者の負担とする。

10 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権や個人情報等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権等は原則として全て県に帰属する。
- (3) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこととする。

11 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 本仕様書に記載のない事項については、双方協議により決めるものとする。
- (2) 委託先候補者選定後、企画提案の内容について、協議調整を行った上で、予算の範囲内で本業務の契約を締結する。その際に、必要に応じて、特記仕様書を作成することとする。
- (3) 契約書及び仕様書に明示されていない事項であっても、業務の履行上当然必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。また、業務の遂行にかかる一切の経費を委託料に含めることとする。
- (4) 本仕様書に記載する各大会等の実施時期及び会場は現段階の予定であり、天災その他やむを得ない事情により会場の利用ができなくなった場合については、代替する会場の確保等、競技の実施・運営に向けた最善の措置を講ずること。
- (5) 本業務の目的達成のために、必要と思われる企画、効果的と思われる企画があれば、予算の範囲内で業務内容とすること。
- (6) 受託者は、本委託業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- (7) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県が保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。
- (8) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (9) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。